

令和7年度 食関連事業者の販路拡大支援事業 業務委託 仕様書

1 業務の目的

「みえの食」の販路を開拓するには、事業者自らが商談機会を活用してバイヤー等に対して積極的にアプローチしていく必要があります。

本事業では、商談会の実施や大規模食品見本市への出展を行い、「みえの食」の販路拡大を図ります。

特に大規模食品見本市においては、近年国内で関心が高まっている、食とテクノロジーが融合した「フードテック」に関連する企業等とのマッチングを図ります。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和7年度食関連事業者の販路拡大支援事業業務委託

(2) 委託期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

(3) 委託内容

①コーディネーターの選定

本事業を総括するコーディネーターを1名選定し、次の事業を実施する。

＜実施する事業＞

- ・ 三重県内での商談会の開催
- ・ 大規模食品見本市への三重県ブースの出展
- ・ 事前研修の企画・運営

②三重県内での商談会の開催

国内に商流を持つバイヤーを三重県に招へいし、商談会の企画・運営を行う。

＜商談会の概要＞

開催日程：令和7年10～11月のうち1日程度

会 場：近鉄四日市駅または津駅 周辺の会議室・ギャラリー

出展者：県内の農林水産事業者、食品製造事業者等

＜70事業者程度＞

バイヤー：県内を主とする飲食・宿泊事業者、県内外の流通事業者等

＜50者程度＞

出展内容：三重県内で生産・製造された食品（農林水産物を含む）及び食関連商品のブース展示、商談

A. 商談会の企画・運営

- ・ 出展者が自社商品を展示できるよう、各出展者のブースを個別に設けること。
- ・ 少なくとも120程度の商談が実施できるよう、事前マッチングを行うなどの工夫をすること。
- ・ バイヤーへの訴求力が高く、集客が期待できる商談会の形式・ブース配置・動

線・運営方法等について、具体的に提案、実施すること。

- ・ブース配置は、バイヤーが立ち寄りやすく、出展者が商談しやすいものにする
こと。また、各出展者ブースへの誘導において可能な限り偏りが出ないレイア
ウト、企画にすること。
- ・商談会に係る出展者との連絡調整や問合せ対応を行うこと。
- ・バイヤーとの連絡調整も委託業務に含みます。
- ・商談会当日の運営総括を行うこと。スタッフの手配も委託業務に含みます。
- ・商談会開催中は出展者及びバイヤーのフォローのため、現地にスタッフを駐在さ
せること。
- ・出展者に対して、商談対応に対する助言やバイヤーの感想の伝達等、適切なフォ
ローを行うこと。

B. 会場設営

- ・当日の会場設営・撤去を行うこと。
- ・ブースのパーテーション、社名版、机（白布付き）、椅子等を手配すること。
- ・来場者に配布するためのパンフレットを作成すること。パンフレットには、出
展者名、取扱商品名、商品説明、商品画像、小間位置、小間番号等を掲載する
こと。
- ・バイヤーに試食をしてもらうことができる設備を用意すること。
- ・ブース内で必要となる電気配線等の工事については、会場の指示に従うこと。
- ・電気製品使用の有無や、消費電力数等について、出展者と調整をすること。

C. 商談会に係る募集案内

- ・出展者及びバイヤーへの募集案内、参加申込書の様式は、受託事業者にて作成
し、事前に県に提出すること。県で確認後、募集案内をし、出展者とバイヤーを
集めること。
- ・出展者の決定は県と調整のうえ行うこと。
- ・参加申込に係る問合せの対応は受託事業者にて行うこと。
- ・出展者には、県が設定する参加費を県に納めていただきます。参加費は県が徴収
します。

D. 出展者に対するアンケート調査

- ・商談会に出展した事業者に対して、商談会に対する評価アンケートを実施し、と
りまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めること。

E. 参加バイヤーに対するアンケート調査

- ・商談会に参加したバイヤーに対して、商談会に対する評価アンケートを実施し、
とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めること。

F. 出展者へのアフターフォローの実施

- ・商談会終了後、出展した事業者に対して可能な限り、商談の進捗確認や成約につ
なげるための指導を行うこと。

③大規模食品見本市への三重県ブースの出展

FOODEX JAPAN 2026 で三重県ブースを出展する。

＜見本市の概要＞

会 期：2026年3月10日（火）から3月13日（金）まで

会 場：東京ビッグサイト

出展者：県内の農林水産事業者、食品製造事業者等
＜１０事業者程度＞

A. 三重県ブースの企画・運営全般

- ・三重県の事業者が１０者程度参加できるスペースを確保すること。
- ・三重県ブース出展に係る調整や事務（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。
- ・設営及び開催期間中の運営管理に係る問合わせに速やかに対応すること。
- ・見本市開催中は出展者のフォローのため、現地にスタッフを駐在させること。
- ・出展者に対して、商談対応に対する助言やバイヤーの感想の伝達など、適切なフォローを行うこと。
- ・見本市開催中はビジネスレベルの英語又は中国語に対応できる通訳を最低１人駐在させること。
- ・出展者がフードテック関連企業とマッチングできるよう適切なフォローを行うこと。

B. 三重県ブース出展者の募集

- ・出展者の募集案内、参加申込書の様式は、受託事業者にて作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、募集案内をし、出展者を集めること。
- ・出展者の決定は県と調整のうえ行うこと。
- ・参加申込に係る問合せの対応は受託事業者にて行うこと。
- ・出展者には、県が設定する参加費を県に納めていただきます。参加費は県が徴収します。

C. 三重県ブースの装飾デザイン、設営及び撤去

- ・三重県らしさを備え、見本市に来場するバイヤーへの訴求力が高く集客が期待できるブース装飾について、具体的に提案し実施すること。
- ・ブースのテーマカラーは、黄色を基調とすること。
- ・出展者が商談しやすく、来場者が立ち寄りやすいブース配置にすること。また、各出展者ブースへの誘導にできるだけ偏りが出ないレイアウト、企画にすること。
- ・装飾工事に関しては、主催者から後日提示される資料を参照のうえ、遵守しながら進めること。
- ・ブース内には、出展者が共同で使用するバックヤードを設け、商品及び資材を保管するための棚、冷蔵（冷凍）庫及び作業テーブル、椅子等を設置すること。また、関連備品類の用意については、必要に応じて実施すること。
- ・ブース及びバックヤードで必要となる電気工事（照明器具、コンセント含む。）及び給排水設備（水道配管、２槽シンク含む。）等の施工工事を行うこと。出展者が使用する水道代、電気代については、委託費に含みます。
- ・出展者ブースは、それぞれに社名板、照明、展示台、パネル等掲示スペース（背面）、コンセント等を確保すること。なお、照明については、蛍光灯やスポットライトを活用して十分な照度を保つこと。
- ・上記の設備以外で出展者が希望する追加什器については、出展者の費用負担により設置し、出展者からの支払を受けること。
- ・出展期間内（準備期間、終了時含む。）のブース内の清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む。）の処分を毎日行うこと。

- ・見本市終了後、ブースの撤去、廃材処理を行うこと。
 - D. 三重県ブース来場者向け訴求ノベルティの制作
 - ・三重県ブースの出展者及び出展商品を効果的にPRするノベルティを制作すること。制作するノベルティの様態（チラシ、クリアファイル、紙袋等）及びサイズについての指定はありません。来場バイヤーに訴求力が高く、効果的と思われるノベルティを具体的に提案し、制作すること。
 - ・ノベルティに係るデザインは、ブースデザインと統一感のあるものとする。
 - ・制作数は1, 000個とする。
 - E. 「みえの食セレクション」のPR
 - ・出展に合わせて、「みえの食セレクション」制度をPRすること。
 - ・PRに際しては、選定品の一部を展示すること。
 （参考）みえの食セレクションホームページ
https://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/mieselection/79702046018_00001.htm
 - F. ブラッシュアップ支援
 - ・出展事業者に対し、会期後に個別のフォロー及び商品、サービスのブラッシュアップ支援を実施すること。
 - ・支援の内容は、出展者や参加バイヤーからの聞き取り内容のフィードバック、および商品・サービスのブラッシュアップのための助言等とする。
 - ・ブラッシュアップ支援のために使用した会場等の費用は委託費に含めます。また、オンラインでの実施も可とする。
 - ・ブラッシュアップ後に受講者から相談があった場合、電話やオンラインなどで対応できるようにすること。
 - G. 三重県ブース出展者に対するアンケート調査
 - ・三重県ブースに出展した事業者に対して、当出展事業に対する評価アンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めること。
 - H. バイヤーからの意見聴取
 - ・可能な限りバイヤーから三重県ブース出展者に対する意見の聴き取りを行うこと。
- ※委託費には、見本市の主催者へ支払う出展料金を含みます。

④事前研修の企画・運営

商談会及び大規模食品見本市出展者に対し、それぞれ事前研修を実施する。

＜事前研修の概要＞

日程：商談会及び大規模食品見本市の開催1か月前までを目途に各1回程度

※出展する事業者全員が参加する集合研修とする（希望者はオンライン参加も可とする）。

内容：（a）商談会及び大規模食品見本市に係るルール、注意事項等の説明

（b）出展前準備、商談シートの添削、ブースデザインのポイント、その他商談会及び大規模食品見本市の効果的な活用方法など、出展に有意義と思われる内容の研修

特に大規模見本市の事前研修においては、フードテックの将来性など社会のトレンドを研修内容に含みます。

A. 研修内容の調整及び講師等の手配

- ・県と協議のうえ、研修内容の調整や講師の手配、日程調整を行うこと。
なお、講師の謝金、交通費は委託費に含めます。
- B. 研修会場の選定及び会場設営
 - ・研修会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無を考慮し、県と協議のうえ、選定することとする。なお、会場が有料である場合には、委託費に含めます。
- C. 研修用テキスト作成
 - ・研修で使用するテキストは外部講師や専門家と相談のうえ、受託事業者にて作成すること。
- D. 研修当日の運営業務
 - ・当日受付、講師への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行うこと。
- E. 研修受講者アンケートの実施
 - ・研修の内容及び効果に関するアンケート用紙を県と協議し、作成・実施すること。アンケート回収後は、回答内容を整理して研修の講師及び県に報告すること。

⑤事業実施報告書の作成

- ・受託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。
- ・記載内容には、以下の内容を織り込むこととする。
 - ア. 商談会の検証
 - イ. 見本市の検証
 - ウ. 事前研修の検証
 - エ. 事業者及びバイヤーに対して行ったアンケート結果の内容（商談状況、成約件数等も含む）
 - オ. その他
- ・事業実施報告書は、正本1部のほか電子データにより提出すること。

⑥その他共通事項

- ・商談会のプレスリリースは県でも実施する予定ですが、参加者募集及び「みえの食」のPRのため受託事業者で各種メディアに広く掲載されるよう、効果的な広報活動を行うこと。
- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。
- ・適宜業務の進捗状況を報告すること。また、必要に応じて情報共有を目的とした打合せを行います。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出すること。

（４）成果品

業務実施報告書（正本1部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（1部）

（５）納入場所 三重県 雇用経済部県産品振興課

（６）納入期限 令和8年3月19日（木）

3 委託費及び経費等

全て委託料の範囲で当該事業を行うものとする。
対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限る。

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。
連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯すること。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に受託者の請求に基づき支払うものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

- (2) 県は、受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

10 その他、受託上の留意点

◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、県の指示に従うこと。

◇業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

◇県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。

◇個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。

◇業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

11 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班

担当 河村、大塚

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp